

令和 4 年
大東市議会
開会議会議案
条例新旧対照表

報告第 1 号

大東市市税条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 4 7 条の 6 (略) (法人の市民税の申告納付)
第 4 8 条 (略)
2 ～ 8 (略)
9 <u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第 6 2 項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 1 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 1 項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
1 0 ～ 1 4 (略)
1 5 第 1 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 2 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 1 2 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
1 6 (略)
第 4 9 条 ～ 第 7 3 条 (略) (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)
第 7 3 条の 2 法第 3 8 2 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 <u>（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u> の交付手数料は、大東市手数料条例（平成 1 2 年条例第 4 号）で定めるところによる。

主要改正点

- ・土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2. 5 % とする措置を講じたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 4 7 条の 6 (略) (法人の市民税の申告納付)
第 4 8 条 (略)
2 ～ 8 (略)
9 <u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第 6 0 項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 1 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 1 項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
1 0 ～ 1 4 (略)
1 5 第 1 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 2 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 1 2 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
1 6 (略)
第 4 9 条 ～ 第 7 3 条 (略) (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)
第 7 3 条の 2 法第 3 8 2 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、大東市手数料条例（平成 1 2 年条例第 4 号）で定めるところによる。

新

第74条 ～ 第145条 (略)

附 則

第1条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第15項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1)とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

旧

第74条 ～ 第145条 (略)

附 則

第1条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第16項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1)とする。
- 4 法附則第15条第23項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

新

- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 26 (略)
- 27 (略)
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)
- 2～8 (略)
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修

旧

- 15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第35項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第42項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 (略)
- 26 (略)
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)
- 2～8 (略)
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修

新

修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 ～ 13 (略)

第11条 ～ 第11条の2 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、

旧

専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 ～ 13 (略)

第11条 ～ 第11条の2 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、

新

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 ～ 5 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による改正後の法附則第18条の3の規定は適用しない。

第12条の3 ～ 第19条の9 （略）

（法附則第15条第15項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第20条 法附則第15条第15項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

（法附則第15条第33項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第20条の2 法附則第15条第33項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

（法附則第15条第34項の都市計画税に係る条例で定める割合）

旧

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 ～ 5 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の法附則第18条の3の規定は適用しない。

第12条の3 ～ 第19条の9 （略）

（法附則第15条第16項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第20条 法附則第15条第16項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1）とする。

（法附則第15条第34項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第20条の2 法附則第15条第34項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

（法附則第15条第35項の都市計画税に係る条例で定める割合）

新

第20条の3 法附則第15条第34項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第39項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の4 法附則第15条第39項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第44項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の5 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、4分の3とする。

第20条の6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第21条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第21条の2 ～ 第24条の2 (略)

第24条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化

旧

第20条の3 法附則第15条第35項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第42項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の4 法附則第15条第42項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

第20条の5 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第21条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第21条の2 ～ 第24条の2 (略)

第24条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当

新

区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第25条 ～ 第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置）

第29条 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による改正後の法附則第25条の3の規定は適用しない。

旧

該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第25条 ～ 第27条 （略）

第28条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置）

第29条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の法附則第25条の3の規定は適用しない。

印刷物番号

4 - 8